

家電・パソコンリサイクル品

特定家庭用機器再商品化(家電リサイクル)法に基づき、家電4品目はリサイクルが義務づけられており、市では収集・処理・処分ができません。直接家電販売店、または収集運搬許可業者に引き取り依頼をしてください。依頼時にリサイクル料金が必要となります。詳しくは、直接家電販売店または収集運搬許可業者へお問い合わせください。

家電リサイクル法対象品

- テレビ(液晶・プラズマも含む)
- エアコン
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクル法対象品の処分方法

いずれかの方法で処分してください。

市が許可する 収集運搬業者	<p>◎ 収集運搬業者へお問い合わせください。</p> <p>※家電リサイクル料金+収集運搬料金がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株ホシヤマ 小林市細野2633-1 ☎23-1030 ● 株小林アルミ 小林市南西方5930 ☎27-0070
家電販売店	<p>◎ 家電販売店へ依頼する。</p> <p>※家電リサイクル料金+収集運搬料金などがかかります。</p> <p>※詳細は直接家電販売店へお問い合わせください。</p>
指定引取所	<p>◎ 指定引取所へ必ずお問い合わせのうえ直接搬入する。</p> <p>※家電リサイクル料金がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太信鉄源(株)都城支店 都城市都北町5082-1 ☎0986-47-1631 ● 株博運社 都城営業所 都城市高城町大井手2050-8 ☎0986-58-4799

家庭用パソコン(ディスプレイ含む)の処理

資源有効利用促進(PCリサイクル)法に基づき、家電用PC(中古品や自作品も含む)は、メーカーによる回収が義務づけられており、市では収集・処理・処分ができません。処分する場合は、次の3つからメーカーへ回収の申し込みをしてください。

各メーカー等による回収

マークがついていないパソコンは、別途リサイクル料金が必要となります。詳しくは、各メーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページなどでご確認ください。

 一般社団法人パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685
(<https://www.pc3r.jp>)

市内業者による回収

■ 九州北清(株) ☎24-1170

注意

事業者への直接搬入となります。搬入方法や料金は事前にお問い合わせください。



宅配業者による回収

小型家電リサイクル法に基づく国の認定業者が、インターネットによる申込みで、指定した日時に宅配業者が自宅まで回収にうかがうサービスを行っております。

1 お申込み

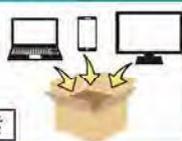
インターネットからお申し込みをしてください。



2 回収物を詰める

データ消去して、ダンボール箱に詰めるだけでOK!

無料消去ソフト付き



3 佐川急便が回収

佐川急便が、ご希望の日時に回収へお伺いします。最短翌日!



- 手順
- ① リネットジャパンリサイクル(株)へ回収を依頼する。 URL <https://www.renet.jp/>
 - ② パソコン本体をダンボール箱に詰める。(ダンボール1箱分のパソコンを無料で回収します。)(注意)一部有料あり。
 - 回収用のダンボール箱は、3辺の合計が140cm以内で、重さ20kg以内に限る。(ダンボールがない場合は、申込み際に注文可能【有料】)
 - ③ 回収に来た宅配業者に引き渡す。
- リネットジャパンリサイクル(株) ☎052-784-6207



キーボードやマウス、プリンターなどの周辺機器は、燃やさないごみとなります。